

【資料 2-2】

平成 28 年度
林務部コンプライアンス推進行動計画
(案)

I-1-① 林務部職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直し

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 北安曇地方事務所林務課では予算消化のための未完了事業の申請容認や補助金交付にあたっての現地調査の軽視、県単独事業の流用等を行っていた。
- 自らが県単独事業の流用を指示していた場合を除き、北安曇地方事務所林務課長は不適正な事務処理が行われていた状況を把握できていなかった。また普及林産係長も係員の状況を把握していたとはいえない状況であった。
- 本庁林務部では、地域の事業体や地方事務所の能力や執行実態の十分な把握を怠り、長期にわたる不適正な補助金受給を防げなかった。

【原因の考察】

- 公務員としての基本となる法令、ルールの徹底よりも目標達成や地域要望への対応を優先し、不適切な手段・方法を選択してしまうなどコンプライアンスに対する意識が低かった。
- 課長・係長とも部下の業務を十分に把握しておらず、管理監督者による的確な業務量の把握やマネジメントが不十分であった。
- 補助金の交付要件等の専門的知識が不十分であり、制度に対する相談などは一部の精通した職員に任せきりになっていた。

【取組の方向性、目的】

- 今回の事案について林務部全職員の理解を深め自らのこととして考えるとともに、林務部職員(公務員)としての基本に立ち返り学ぶことで職員の規範意識や資質向上を図る。

【具体的な行動計画】

- 今回の事案の反省を踏まえた林務部の仕事改革の推進**
 - ・知事等と職員が直接、意見交換する車座集会を9月から12月に3回開催。車座集会を実施後、少人数で事案を議論し自分事化するワークショップを12月から1月に10回開催した。
 - ・車座集会、ワークショップで出された意見については、行動計画の改定に活用した。特に、「仕事改革」については多くの意見が出されたことから、全庁的な「平成28年度コンプライアンス推進取組方針」と連携しつつ、車座集会やワークショップを引き続き実施する。
- 規範意識の醸成を図るための職場内研修会の実施**
 - ・コンプライアンスや公務員倫理を学び規範意識の醸成を図るため、本庁・現地の全職場で職場内研修を実施。
 - ・職員研修は、職員個々の規範意識の向上のため、継続した取組が必要であることから、継続的に実施。
- 基本に立ち返り学ぶため管理監督者向けリーダー養成研修を積極的に受講**
 - ・本庁林務部及び地方事務所林務課の全課長、新任の課長補佐等が、マネジメント能力の向上を図るため、管理監督者向けリーダー養成研修を受講。
 - ・引き続き、未受講者についてキャリア開発センターの研修受講を促すとともに、部独自の研修実施を検討。
- 必要な知識や技術の習得を図る林務部専門研修を実施**
 - ・林務部の専門研修において、法令や制度、業務の進め方など、必要な知識や技術の習得が図れるよう、既存の研修の棚卸しを実施し、その結果を踏まえ、平成28年度の林務部専門研修計画を作成。同計画に基づき研修を実施する。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容		「仕事改革」をテーマとした車座集会・ワークショップの実施		出された意見を反映し見直し検討	(28年度と同じ)	(28年度と同じ)
		管理監督者向け研修		次年度行動計画の検討		
	職場内研修会(各職場で順次実施)					
	新課程による専門研修の実施					

(担当課・係)

長野県林務部森林政策課総務係

(連絡先)

026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-1-② 日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上への取組

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 北安曇地方事務所林務課では予算消化のための未完了事業の申請容認や補助金交付にあたっての現地調査の軽視、県単独事業の流用等を行っていた。
- 本庁林務部では、地域の事業者や地方事務所の能力や執行実態の十分な把握を怠り、長期にわたる不適正な補助金受給を防げなかった。

【原因の考察】

- 目標達成や地域要望への対応を優先するあまり、現地調査の軽視や県単独事業の流用など、不適切な手段・方法を選択してしまった。
- 上司の制度に対する理解不足により行われた誤った提案が、コンプライアンス意識の低い対応を開始させ、担当者任せにする姿勢が不適切な対応を継続させた。
- 本庁において、事案の初期における北安曇地事の実績の急激な伸びに違和感を持つ者もいたが、実績の確保が求められる中で、要因の分析等が行われなかった。
- 本庁・現地間においては、現場からの声に真摯に向き合う意識が不足していたことから、そこに生じていた課題の把握や解決につながらなかった。

【取組の方向性、目的】

- 自らの業務においてコンプライアンスを考え行動することで林務部全職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

【具体的な行動計画】

- 再発防止に向けた林務部独自の行動指針を追加した長野県行政経営理念の職場掲示
 - ・11月2日に所属において行動指針の掲示依頼を通知し、全ての職場で掲示を行った。
 - ・今後も掲示を継続し、職員の意識改革を促すとともに、適時職場内や会議等で確認を行うなど常に意識していく。
- 全職員が記載したレポート(今回の事案を今後どう活かすか)の内容を着実に推進
 - ・林務部全職員が今回の事案の分析や反省を行い、今後どう活かすかレポートを作成し、業務に対する姿勢を自ら確認した。
 - ・コンプライアンス推進担当及び所属長はレポートを共有し、当該職員のコンプライアンスに関する認識や取組状況を把握した上で、日常業務における指導に活用する。
- 自分がコンプライアンスに取り組む事項を名札又は名刺に記載し常に意識
 - ・レポート作成とあわせ、自分がコンプライアンスの視点で取り組む姿勢を名札又は名刺に記載した。引き続き、個々の職員がコンプライアンスを意識して業務に取り組む。
- 業績評価においてコンプライアンスの視点を踏まえた業務目標を設定
 - ・10月13日に各所属あて林務部における人事評価制度の業績評価について、後期からコンプライアンスの視点を意識した目標を設定し、業務を通じたコンプライアンス意識の向上を図った。
 - ・業務に取り組む上でコンプライアンスを意識する機会として、取組を継続する。
- 車座集会・ワークショップの実施(I-1-①参照)
- 基本に立ち返り学ぶため管理監督者向けリーダー養成研修を積極的に受講(I-1-①参照)
- 必要な知識や技術の習得が図られるよう林務部専門研修を見直し(I-1-①参照)
- 継続的な意識調査の実施と林務部の仕事改革の推進(I-1-①,I-2-①参照)

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	長野県行政経営理念の掲示、全庁的見直し議論への積極的参画(4月～)				(28年度と同じ)	(28年度と同じ)
	職員レポートの職員指導への積極的活用、名札又は名刺に各自の取組を記載(4月～)					
	前期業績評価での目標設定	目標に基づく取組実施	前期目標の確認・評価	後期業績評価での目標設定	目標に基づく取組実施	後期目標の確認・評価

(担当課・係)

長野県林務部森林政策課総務係

(連絡先)

026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-2-① 再発防止に向けた体制の整備

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 平成19年度から25年度にかけて、大北森林組合が、造林関係補助事業を中心とした複数の事業において多額の補助金を不適正に受給するという事案が発生した。
- 事案発生の際として北安曇地方事務所林務課の行き過ぎた助言などがあり、その後も組織として長期にわたって防ぐことができなかった。

【原因の考察】

- 林務部として実施している業務について、その業務が適切か自ら常に点検・議論し、行動できる体制が十分でなかった。
- 悪い情報ほどいち早く上司や本庁に報告し組織的に解決するという認識が不足していた。
- 業務多忙を理由に、担当者段階では検査を省略したり、管理職段階では、制度の不勉強、部下への誤った指示、「部下を信用して」自ら確認することなく決裁するなど、組織内の全員が無責任な行動を取っていた結果、チェック機能が発揮されなかった。

【取組の方向性、目的】

- 二度と不祥事を起こさないよう、再発防止に向け、自らの業務が適切か常に点検・議論し、行動できる体制を整備する。

【具体的な行動計画】

- コンプライアンス推進本部、コンプライアンス推進会議において、行動計画に基づく取組の進捗管理、効果の評価を実施**
 - ・本庁に林務部及び人事課、会計課で構成するコンプライアンス推進本部（平成27年8月7日設置済）、現地機関では副所長及び林務課、地域政策課、会計センター等で構成するコンプライアンス推進会議（平成27年11月30日までに設置済）において、再発防止の取組が着実に実施されているか定期的に進捗管理等を行うとともに、効果を評価（2月）する。
 - ・なお、全庁的な取組である「平成28年度コンプライアンス推進取組方針」を踏まえた取組となるよう必要に応じて見直しを図る。
- コンプライアンス推進担当を中心に各職場において取組を推進（年度当初に各所属で推進担当を指名）**
 - ・林務部各課室及び林務部現地機関にはコンプライアンスに関する実務担当者であるコンプライアンス推進担当（平成27年11月30日までに設置済）を置き、職場における取組を推進する。
- コンプライアンス推進・フォローアップ委員会を拡充改組**
 - ・外部有識者で構成するコンプライアンス推進・フォローアップ委員会（平成27年8月7日設置済）を「林務部改革推進委員会（仮称）」に拡充改組、客観的かつ専門的な立場から助言をいただき、意識改革、組織風土改革、しごと改革に向けて、さらなる取組の充実を図る。
- ◎**林務部職員に対する意識調査（第2回）を実施**
 - ・継続して職員の意識調査を実施し、意識の変化を把握、意識改革の効果測定として分析・検証し、計画の見直しに反映。着実かつ効果的に取組を推進する。
- 再発防止に向けた取組・検証結果等をHP等により広く情報開示**
 - ・再発防止に向けた行動計画、取組状況の評価・検証結果をHP等により広く情報開示する。
- 車座集会・ワークショップの実施（I-1-①参照）**
- 不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる仕組みを整備（I-2-④参照）**

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	コンプライアンス推進会議 ▲	推進会議（6.8.10.12月）に取組状況の進捗管理、独自の取組等、2月評価） ▲	▲	▲	コンプライアンス推進会議 ▲▲▲▲▲	コンプライアンス推進会議 ▲▲▲▲▲
	コンプライアンス推進本部会議 ●	推進本部会議（定期的に開催） ●	●	●	コンプライアンス推進本部会議 ●●●●●	コンプライアンス推進本部会議 ●●●●●
	外部有識者委員会（第4回） ○	外部有識者委員会（第4回） ○		外部有識者委員会（第5回） ○	外部有識者委員会 ○	外部有識者委員会 ○
	部局ごとのコンプライアンス委員会 ↔				◎意識調査（第3回） ↔	◎意識調査（第4回） ↔
	意識調査（人事課） ↔	行政経営理念見直し（人事課） ↔		◎意識調査（第2回） ↔	行動計画の見直し ↔	行動計画の見直し ↔
	現地機関見直し（行政改革課） ↔			行動計画の見直し		

（担当課・係） 長野県林務部森林政策課総務係, 企画係

（連絡先） 026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-2-② 林務部の業務におけるけん制体制の強化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 北安曇地方事務所林務課及び普及林産係では、予算消化のための未完了事業の申請容認や補助金交付にあたっての現地調査の軽視、県単独事業の流用等を行っていた。
- 長野県では、所属全員が共有する所属メールアドレスと、個人メールアドレスが使用されているが、北安曇地方事務所林務課では上記の不適正な事務処理に関する森林組合とのやりとりが個人メールアドレスでおこなわれていた。
- 未完了事業の事後検査の依頼など不適切な事務処理が引継がれていた例があったが、組織として把握できていなかった。

【原因の考察】

- 特定の係内（普及林産係）で業務が完結しており、上司や他の係によるけん制が働いていなかった。
- 地方事務所林務課では、事務職は1、2名であり、ほとんどを林業職の技術職員が占めており、内部けん制が働きにくかった。
- 業務を進めるうえで個人メールでやりとりをしていたことにより、係長や他の係員がチェックできなかった。
- 引継書の取扱いに関するルールが明確でなく、組織として職員間の引継内容を把握できていなかった。

【取組の方向性、目的】

- 職員が不適切な事務処理等を選択しないよう組織としてけん制体制を強化する。

【具体的な行動計画】

- 補助金執行における推進担当と検査担当を区分けする方向で見直し
 - ・普及林産係のあり方については、全庁的な現地機関の見直しの議論が進められていることも踏まえ、平成29年4月の組織改正に向けて、引き続き、検討する。
- 地方事務所林務課に林業職以外の職員配置の拡大を検討
 - ・平成28年度には、林務部内に林業技術職以外の職員の配置を増やす方向で検討中であり、引き続き、他部局との人事異動の拡大等による内部牽制体制の強化や林業職員の多様な職務経験の推進。
- 業務に関するメールは所属メールアドレスで行うことを徹底
 - ・本計画に基づき、所属メールアドレスを用いることを徹底しており、所属内の情報共有や複数チェックに有効なことから、継続する。
 - ・今後、希望する所属には係毎のメールアドレスを設定するとともに、運用上の疑義については、庁内担当課と相談して解決する。
- 引継書を係内で供覧し組織として引継ぎ内容を共有化
 - ・引継書を個人間ではなく係内で(係長においては課長へ)供覧とし、文書として保存区分を明確にする等、組織として引継内容を共有。できるように林務部におけるルールを整理し、引継の実施に向け、周知予定。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	普及林産係のあり方、林業職以外の職員配置の拡大等、29.4.1以降の組織定数のあり方等を検討(4月～)	業務量調査・定数要望照会(8月中)	調査等を踏まえた配置案の検討(9～10月)	組織定数の全庁的検討(11月)	29年度組織定数の決定・配置(3月)	29.4.1に係る組織定数の見直し(点線)以外は、28年度と同じ。
	現地ヒアリング等を通じた各所属の課題把握(5月～)					29.4.1に係る組織定数の見直し(点線)以外は、28年度と同じ。
	希望所属の係単位でのメールアドレスの設定(4月～)					
	(H28.3～)引継書の文書管理ルール周知、事務引継、情報共有					
		運用上の疑義は庁内担当課と相談して解決(4月～)				

(担当課・係)

長野県林務部森林政策課総務係

(連絡先)

026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-2-③ 業務の執行状況の把握・点検 H28行動計画(案)

【これまでの経過】
 ○北安曇地方事務所林務課では、予算消化のための未完了事業の申請容認や県単独事業の流用等、不適正な事務処理が行われていたが、林務課長や係長、本庁担当係等で実状が十分共有されていなかった。

【原因の考察】
 ○北安曇地方事務所林務課では、普及林産係の担当者任せになっており、業務実態を的確に把握できておらず、組織として業務の執行状況を把握し、点検するしくみができていなかった。
 ○本庁林務部では、目標の達成状況については把握していたものの、規定に沿った検査等、執行実態について把握が行われていなかった。

【取組の方向性、目的】
 ○業務の執行状況を確実に把握し、課題の早期発見・早期解決ができるしくみづくりを行う。

【具体的な行動計画】
 ○**係内の業務を点検しあい課題の洗い出しを行う係会を、各職場の実態に応じ開催**
 ・11月12日に担当者打ち合わせ会議にて実施依頼し、曜日を設定した定期的な開催や形式及び回数に捉われない開催など、各職場・係で手法を検討・工夫しながら実施。今後は、各職場の実態に応じたものに見直すこととし、継続して実施。
 ○**本庁にコンプライアンス推進本部、現地機関にコンプライアンス推進会議を設置し、行動計画に基づく取組の進捗管理、効果検証を実施** (I-2-①参照)
 ○**年1回以上、全ての現地機関を林務部幹部が訪問して直接課題を議論** (I-1-③参照)
 ○**地域の事業体や地方事務所の能力を考慮した予算の執行計画を作成し、執行状況を定期的に把握** (II-3-②参照)
 ・事業要望が、地域の事業体や地方事務所の能力を考慮し適切であるかについて、本庁事業担当と経理担当が連携し組織的にチェックする。
 ・国費の配分予定等の決定後執行計画を作成し、地域の事業体や地方事務所の能力を考慮した適切なものであるかについて、執行段階で改めてチェックする。
 ○**毎年度、目標に対する実績の評価を実施** (II-3-①参照)
 ・目標(案)の作成に当たっては、毎年度の取組状況を評価する時期や方法について記載するものとする。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	係会の実施(各所属の実態に応じた開催頻度による)					
	コンプライアンス推進会議 ▲	推進会議(6,8,10,12月に取組状況の進捗管理) ▲	独自の取組等、2月評価) ▲		コンプライアンス推進会議 ▲▲▲▲	コンプライアンス推進会議 ▲▲▲▲
	コンプライアンス推進本部会議 ●	推進本部会議(定期的に開催) ●			コンプライアンス推進本部会議 ●●●●	コンプライアンス推進本部会議 ●●●●
	幹部職員現地機関訪問(計画・調整) ←→	現地機関訪問(状況確認・意見聴取) ←→		意見集約、次年度の行動計画の見直しに反映 ←→	幹部職員現地機関訪問(年1回) ←→	幹部職員現地機関訪問(年1回) ←→

(担当課・係) 長野県林務部森林政策課総務係
 (連絡先) 026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-2-④ 問題を早期発見・対応する仕組みづくり

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 北安曇地方事務所林務課では、平成19年度以降、完了検査の未実施や未完了事業の申請容認など不適切な事務処理が行われていたが、一部の職員は、おかしさに気が付きながらも、組織的に共有されず効果的な対応を図ることができなかった。
- 本庁では、平成26年4月に現地機関から未完了事業の報告を受けたが、担当課内に情報をとどめ、補助金の交付決定の一部取消しや返還を求めず、組合に対し早期の事業完了を求める不適切な指導を行った。

【原因の考察】

- 長野県では内部通報制度を運用しているものの法令違反に限定されるなど、気軽に活用できるものではなく、不適切な情報を組織的に把握できなかった。
- 不適正な疑いがある事案に対応する手順が明確ではなく、問題のある情報が一部の者にとどまり情報共有すべき者へ報告されず組織的に対応できなかった。
- 悪い情報ほどいち早く上司や本庁に報告し組織的に解決するという認識が不足していた。

【取組の方向性、目的】

- 内部通報制度の周知と匿名でも相談できる窓口を設置し、職員が気軽に相談できる仕組みをつくる。
- 不適正事案が発生した場合、担当だけではなく、組織的に情報共有し対応を徹底する。

【具体的な行動計画】

- 法令違反に限らず、業務推進上の懸案等、幅広く受け付ける「気軽に相談できる窓口」の設置**
・今後林務部内に「気軽に相談できる窓口」を設置。平成28年度に本格運用し効果検証を行う。
- 公益通報制度（グリーンホイッスル）について周知し、活用を促進**
・現行制度について職場内研修会で伝達、課内掲示を行うなど周知を実施
・全庁的にはコンプライアンス推進参与による外部相談窓口や、気軽に相談できる身近な相談窓口の設置など、公益通報制度の垣根を下げて通報しやすい制度に改善予定であり、これらの動きを踏まえながら部内周知等を継続して行ってゆく。
- 不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる仕組を整備**
・不適正な事案の疑いがある情報を入手した場合、真偽や詳細が不明な段階でも情報を一元化し、組織的に事案の調査と対応を行うため仕組みの設置要綱を3月末に策定し、平成28年度に本格運用し効果検証を行う。
- 車座集会・ワークショップの実施**（I-1-①参照）

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	● (H28.3～) 「気軽に相談できる窓口」による相談受付・対応					
	● 全庁的な公益通報制度の見直しに呼応した部内周知の実施、活用（随時）					
	● (H28.3～) 不適正な事案発生時の対応要領に基づき対応					

(担当課・係)

長野県林務部森林政策課総務係

(連絡先)

026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

I-2-⑤ 業務量に応じた柔軟な業務体制の変更、応援体制の整備 H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 北安曇地方事務所林務課普及林産係では、平成19年度以降、造林事業に係る業務が急増しており、多忙を理由に現地調査を軽視する対応が行われていた。
- 本庁林務部では北安曇地事林務課の業務量の増大について、増員の必要があるとまでの認識はなく、人員増等の対応をとることができなかった。

【原因の考察】

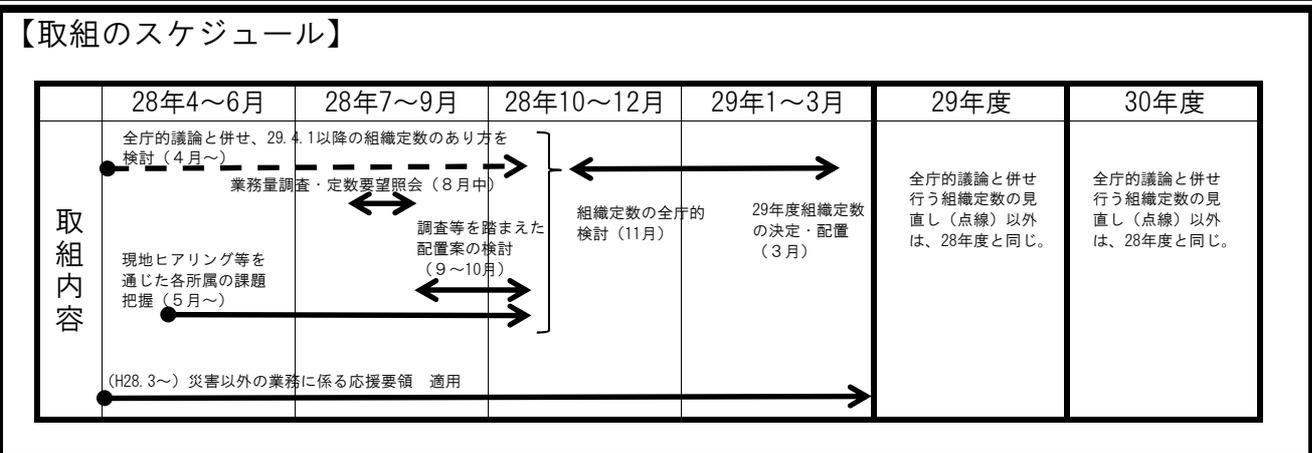
- 毎年地方事務所林務課に対し業務量調査を実施していたが、業務実態を十分に反映できているものではなく、増員要望に的確な判断ができなかった。
- 林務部では災害時における所属間の応援要領があるが、災害業務以外は明確ではなく北安曇地方事務所林務課の業務量増大に対して的確な対応をとることができなかった。
- 所属内において他の係員の応援も含め現地確認を実施する、予算要望を抑えるなど、組織として業務量急増に対応することができなかった。

【取組の方向性、目的】

- 職場実態をよりの確に把握し、職員配置に反映させるとともに、応援についてより柔軟に対応できるようにする。

【具体的な行動計画】

- 各所属の実態やニーズの確実な把握**
 - ・現地機関の翌年度の業務量をよりの確に把握するため、従来、照会を行っていなかった組織定数改正要望等についても10月30日に照会し、定数上の職場要望を把握するとともに、要望があった所属の関係する係長にヒアリングを行い、より詳細な職場状況を把握。また、従来実施していた業務量調査表の内容及び調査項目の見直しを行い、地方事務所へ意見照会、各所からの意見を整理。
 - ・人事異動案の検討においても大変有益な情報であったことから、来年度以降においても引き続き実施。
- 災害時を参考に災害以外の業務でも対応可能となるよう応援要領を整備**
 - ・平成27年4月の北安曇地事の現地確認に係る応援職員の派遣や平成28年1～3月の同所普及林産係の臨時的業務の増大に係る応援派遣等を踏まえ、現在の災害時の派遣に係る要領を参考に、年度内に応援要領を策定する。
- 各所属の実情に応じ職場内検討会を開催し係横断的な課題に対し連携** (I-1-③参照)
 - ・所属内の係間、担当者間の連携を密にし業務の円滑な推進を図るため、職場内検討会（平成27年度は月1回）を開催し係横断的な課題に対し連携して取り組む。



(担当課・係) 長野県林務部森林政策課総務係
 (連絡先) 026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-3-① 森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 補助金不適正受給の発端として、北安曇地方事務所林務課における予算の無理な引き受けが指摘されており、この背景に「信州の森林づくりアクションプラン」達成のプレッシャーが影響したと考えられる。
- また、大北森林組合による不適正受給が継続した原因として、アクションプラン等の達成のため、北安曇地方事務所において、大北ルールの適用が引き継がれるとともに、年度末における間伐の着手・未完了申請等を依頼・黙認する取扱が引き継がれてきたことが挙げられる。

【原因の考察】

- 平成16年度を始期とする「信州の森林づくりアクションプラン」の間伐面積の目標値については、森林資源の状況（森林簿データ）から機械的に抽出した情報をもとに設定しており、地域の実情等を考慮せずに設定したことから、地域によっては過重な計画であった。
- 平成23年度に策定した現行のアクションプランについては、本庁と現地機関との意見交換を行い、情報を共有して地域ごとの間伐面積の目標数値を設定する形に改善した。
- 一方で、現行のアクションプランの策定に当たって、それまでの目標に対する実績について、県全体での評価・検証を行ったものの、地域ごとの評価・検証は十分実施しておらず、林業事業者の能力など地域の実態の反映が不十分であった。

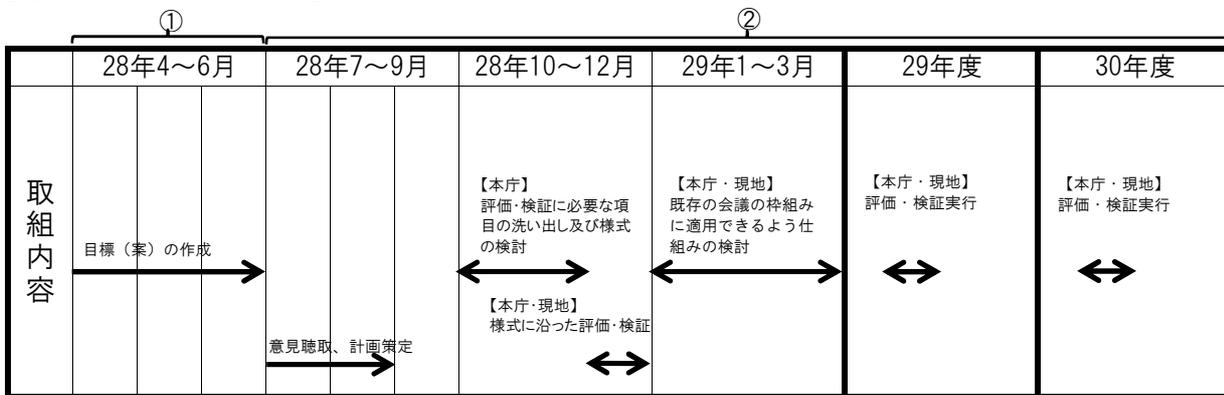
【取組の方向性、目的】

- 現行の「長野県森林づくりアクションプラン」については、平成27年度が後半5年間の目標設定の時期となっていることから、これまでの反省を踏まえ、地域ごとの実績の評価を行うとともに地域の林業労働力など地域の実行能力の把握を行った上で、より実効性の高い目標となるよう検討を行う。

【具体的な行動計画】

- 森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定 (①)
 - ・評価・検証や実情把握を踏まえ、第2期アクションプラン後半の目標について、目標達成に向けた課題等を抽出し、本庁と現地機関の合意の下、目標(案)を作成する。
 - ・目標(案)の作成に当たっては、毎年度の取組状況を評価する時期や方法について記載するものとする。
 - ・目標(案)について、市町村、関係団体等の意見を聴き、最終的に目標を決定する。
- 森林づくりアクションプランの毎年度の評価・検証の仕組みの構築 (②)
 - ・設定されたH28以降の後半5年間の目標(実行計画)について、1「実績の把握」、2「評価(課題の抽出)の実施」、3「改善策の検討」、4「必要に応じ次年度以降の実行計画の修正」の一連の評価・検証の仕組みを構築するため、その手法等について検討する。なお、検討に当たっては、本庁(事務局：企画係)がたたき台を作成して、現地機関に意見照会することを基本に進め、必要に応じて打ち合わせ会議の機会を設定する。
 - ・1～4それぞれについて、必要な項目の洗い出しを行い、様式を設定する。
 - ・評価・検証の実施を担保するとともに、第三者の客観的な意見を取り入れるため、林政協議会やみんなで支える森林づくり県民会議・地域会議など、既存の会議の枠組みに適用できるように仕組みを検討する。

【取組のスケジュール】



(担当課・係) 長野県林務部森林政策課企画係

(連絡先) 026-236-7261 rinsei@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-3-② 県民目線での適正な予算執行

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 大北森林組合に対し、施工能力等を超えた事業量が予算措置されていたことが、未完了間伐等の申請につながっていた。
- 北安曇地方事務所林務課では、年度末においても、予算の有効活用のため、翌年度早期に完了させることを前提に、未完了事業の申請を依頼する対応が行われていた。

【原因の考察】

- 造林事業については、事業要望の取りまとめが予算編成作業の後に行われるなど、地域の事業者の事業要望等を予算に反映させるスケジュールとなっていなかった。
- 地方事務所ごとの予算配分額について、地域の事業者や地方事務所の能力を考慮した適切なものであるかどうかの本庁事業担当だけで判断され、組織的にチェックする仕組みがなかった。
- 組織として事業の執行状況が共有されず、当年度中にどこまで執行するか判断が本庁事業担当のみでなされていた。

【取組の方向性、目的】

- 造林事業だけでなく林務部全事業において、予算計上額や地方事務所ごとの配分額の決定に当たり、地域の事業者の要望等が的確に反映されるとともに、本庁事業担当だけでなく経理担当等も含め組織的な決定が行われる仕組みを構築する。
- 事業の執行状況の定期的な把握により、年度内執行量を本庁事業担当だけでなく経理担当等も含め、組織的に判断する仕組みを構築する。

【具体的な行動計画】

年間を通した予算編成・執行のスケジュール等について、次のとおり見直す。

○地域の事業要望を予算要求額に反映させるための要望調査の前倒し

- ・全事業において、地域の要望を適切に予算要求額に反映させるため、9～10月に各事業担当が現地機関に対して要望把握を実施。地域の事業者や地方事務所の能力を考慮した適切な事業要望であるかについて、事業担当課内で検証及び総務係経理担当においても予算編成作業過程で確認。

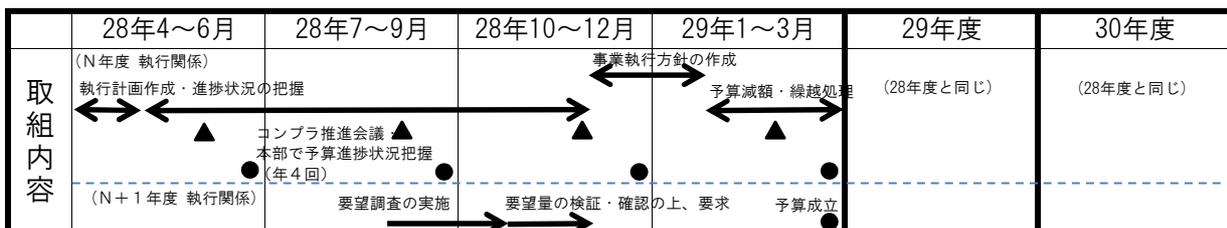
○予算執行の進捗状況の把握

- ・国費の配分予定等の決定後執行計画を作成し、地域の事業者や地方事務所の能力を考慮した適切なものであるかについて、改めてチェックする。
- ・平成27年度予算に係る補助金等の執行状況を把握するため、調査要領等を定めて平成28年1月15日付で実施通知を送付。
- ・来年度は、現地機関のコンプライアンス推進会議で業務の執行状況の把握を行い、コンプライアンス本部会議において県全体として業務の執行状況を把握していく。

○執行状況を踏まえた事業執行方針の作成

- ・今年度は各事業課から提出のあった補正予算案、次年度への繰越議案の内容を例年と同様の手法により確認し、2月県議会に上程したが、来年度は早めに執行状況を確実に把握し、当年度中の方針を組織的に判断して、予算の減額や繰越処理を適切に実施する。

【取組のスケジュール】



(担当課・係)

長野県林務部森林政策課総務係

(連絡先)

026-236-7262 rinsei@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-4-① 造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 職員間、地方事務所間で実施要領等の解釈に不統一な部分があり、補助要件に適合しない施業へ補助金が交付されていた。
 - ◀例▶ ・整理伐の伐採率や不用萌芽除去の萌芽全刈り（いわゆる大北ルール）について独自に解釈していた。
 - ・既設作業道の「改良」を「開設」として認めていた。

【原因の考察】

- 補助対象事業や手続きが国と県の実施要領及び運用に細分化されており、分かりづらさや職員の未習熟による解釈の不統一があった。
- 判断に迷う事案が生じたときに本庁と地方事務所で解釈を共有するような仕組みがなく地方事務所が独自に補助要件を解釈して運用していた。
- 現地調査で疑義が生じてても、職員間で情報共有がされず、個々の判断で運用していた。
- 地方事務所の運用実態を本庁が把握しておらず、運用解釈に差が生じていることを認識できていなかった。

【取組の方向性、目的】

- 造林補助制度の運用に関して、解釈の統一化を図る。
- 地方事務所において事業執行（補助金交付）に疑義が生じた事例については、本庁と情報を共有し、統一的な解釈を行う。
- 本庁が地域特有の課題を把握し、適切な補助事業の相談や検討を行う。

【具体的な行動計画】

- 県の実施要領を見直し、国の実施要領等の内容を組み込む形（一元化）で改正。
- 要綱・要領の簡易版をWeb形式で作成し、リアルタイムで更新。
- 本庁と地方事務所造林補助制度の運用解釈を共有。
 - ・毎年度当初、造林担当者の研修会（造林事業研修会）を開催。
 - ・地域特有の課題に対応した要件解釈について問題点を集約し、地方事務所と本庁で共有して解決。
 - ・補助要件の解釈の具体例を蓄積し、Q&A形式により地方事務所と共有。
- 本庁が地方事務所の実施要領等の運用実態を定期的に把握。（各所年1回以上）

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度	
取組内容	新要領運用				●	●	
	担当者会議		要領改正案作成			●	●
	● 造林事業研修会 (現場含む) ※4～5月想定					● 造林事業研修会	● 造林事業研修会
	――― 解釈の具体例 を蓄積・共有		――― ヒアリング結果をQ&Aに反映				
	――― 本庁による地事ヒアリング（各所年1回以上）						

(担当課・係) 長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係
 (連絡先) 026-235-7270 sinrin@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-4-② 補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 申請者が実施要領等を十分理解しておらず、申請書に必要な書類(写真、位置図等)が添付されていなかった。
- 添付写真が他の現場の使い回しであったり、申請箇所が確認できるものではなかった。
- 申請者が標準単価の適用因子を確認するために必要となる書類を理解しておらず、書類の是正に時間を要していた。
- 地方事務所において、調査内規に沿った書類調査を行なっていなかった。
- 過去に申請された案件との重複申請の確認ができていなかった。

【原因の考察】

- 実施要領等が複雑な上、申請時の添付書類等が明確になっていなかった。
- 実施した施業内容をしっかりと判断できるような現地写真の添付を指導していなかった。
- 調査内規の内容が分かりづらく地方事務所による必要書類の調査や指導が統一されていなかった。

【取組の方向性、目的】

- 申請者が補助金申請時に必要な書類を適切に作成できるようにする。
- 地方事務所が書類調査を厳密かつ円滑に行える仕組みを構築する。

【具体的な行動計画】

- 平成27年度に実施要領等を改正し明確化した補助金申請書や作成・提出を義務化したチェックリストの林業事業体への周知・定着
- 作業内容が明確に確認できる写真の添付を義務化(実施要領改正)
 - ・施業前後の状況、施工看板を撮影した写真を添付。
 - ・申請地内の施業状況をくまなく確認できる写真(例えば1haごとに1枚)を添付。
 - ・撮影日時や場所が確認できるGPS機能付きカメラで撮影。(義務化の時期は平成29年度)
- 申請者自らが管理用プロットを設定し、伐採率等を管理するよう義務付け。
- 事業施工地台帳の整備を徹底
 - ・森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除。
 - ・市町村へ施工地台帳を送付し、情報を共有。
- 調査プロセスチェックリストを作成し、決裁回議時に複数の職員(係員及び上司)が確認
- コンプライアンス推進会議構成員(副所長等)により書類調査内容を確認

【取組のスケジュール】

	28年4~6月	28年7~9月	28年10~12月	29年1~3月	29年度	30年度
取組内容	← チェックリスト活用 →				逐次改修	→
	自主管理プロット義務化に向けた移行期間				自主管理プロット義務化	→
	GPS機能付きカメラ使用への移行期間				原則GPS機能付きカメラ使用	→
	造林補助システム改修		H28版稼働		逐次改修	→

(担当課・係) 長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係
 (連絡先) 026-235-7270 sinrin@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-4-③ 現地調査の形骸化防止・けん制体制強化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 現地調査を行う場合の抽出方法や現地調査の内容等について、不統一であった。
- 業務の多忙や積雪期の申請といった理由から、調査内規に基づく現地調査を実施しない事務処理が常態化していた。(北安曇地方事務所)
- 現地調査における牽制効果が希薄で、「着手・未完了申請」等を認める運用が継続して行われており、現地調査をしていない現場においても実施した旨の記載を行っていた。(北安曇地方事務所)

【原因の考察】

- 調査内規の分かりづらさや職員の未習熟により、現地調査箇所の無作為抽出が徹底されていなかった。
- 業務の多忙や積雪期の申請で調査していない現場について、予算執行を優先し、調査を実施したようにつじつまを合わせていた。《行動計画Ⅱ-4-④⑤》
- 事業担当者や市町村担当普及員が1名で現地調査を実施し、内部けん制が機能していなかった。また、管理監督者や本庁において、調査の実態を把握していなかった。

【取組の方向性、目的】

- 適切な現地調査実施のため、調査内規の見直しを行い、調査員の質的向上を図る。
- 現地調査箇所の無作為抽出を徹底するとともに、現地調査や書類調査へのけん制機能を強化する。

【具体的な行動計画】

- 調査内規の見直しと調査員ごとの調査レベルの平準化
 - ・調査内容や方法を具体化、数値化。
 - ・造林担当者等の研修会を開催(Ⅱ-4-①の再掲)し、必要な現地調査の内容を再度周知。
 - ・調査用チェックリスト(Ⅱ-4-②の再掲)を定め、調査基準を統一。
- 申請者に管理プロットの設定を義務付け(再掲)、現地調査の際に確認する。
- 間伐等の調査箇所の無作為抽出に当たり、乱数表等を活用
 - ・森林作業道については、引き続き全箇所調査対象であることを周知・徹底。
 - ・抽出調査で不合格だった場合、省略箇所の再抽出調査を徹底する。
- けん制効果を高めるために、他係の応援も含め、原則2人で現地調査を実施
 - ・調査員は普及業務担当市町村以外の箇所を調査。
 - ・担当経験の浅い職員はOJTを活用して調査レベルの向上を図る。
 - ・2人体制の調査を確実に実施するため、アウトソーシングを検討。
- 調査結果のホームページへの公表などけん制効果の一層の向上を検討
- コンプライアンス推進会議構成員(副所長等)による現地調査の実施(年1回以上)
- 間伐キャラバンやSP巡回指導を利用し、本庁職員(造林緑化係以外の職員を含む)による現地調査調書の確認を行い、調査実態の把握と問題点の解決
- 万が一、不適正な受給が発覚した場合、該当事業体からの申請を受け付けないなど、対応を厳格化

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	新要領運用				→	→
	自主管理プロット義務化に向けた移行期間				→	→
	2人体制での調査実施				→	→
	推進会議構成員の現地調査同行(年1回)				→	→
	本庁が今年度実施した現地調査を再確認(無作為抽出の実施等についても調)				↔	↔

(担当課・係)

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係

(連絡先)

026-235-7270 sinrin@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-4-⑤ 現地調査が困難な年度末申請の見直し

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 補助金の申請が年度末に集中することが多く、担当係の業務が膨大になり、書類調査や現地確認が疎かになっていた。
- 積雪期の第6回申請（提出期限：2月20日）以降において、現地調査が困難であるにもかかわらず、申請を受け付けていた。
- 国への概算払請求（2月20日）以降に事務処理を行う第6回、第7回申請の受付により執行見込額の調整が煩雑となっていた。

【原因の考察】

- 間伐の適期が秋冬であり、年度末に補助金申請が集中しやすい。
- 中小事業体の資金繰りを考慮し、積雪期においても申請を受け付けていた。
- 実績補助方式のため、申請受付・調査後の交付決定まで補助金額が正確に把握できず、予算の進捗管理が困難であった。
- 国への概算払請求（2月20日期限）以降に精算額が変わる場合、事業費等の支払期限が4月10日に前倒しとなり執行が困難なことから、概算払請求の執行見込額に決算額を合わせる事務処理を行っていた。

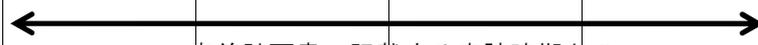
【取組の方向性、目的】

- 積雪期で現地調査が困難な第6回申請を原則廃止する。
- 補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施する。

【具体的な行動計画】

- 年間の申請回数を5回（最終回12月）とし、以降は、確実に完了し、適切に現地調査が可能な申請のみ受け付け
- 平成28年度から適用し、引き続き、適正な現地調査の実施を担保しつつ、円滑に補助事業が運用できるよう、林業事業体や現地機関での実態把握を行う。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	 事業体へ周知				 事業体へ周知	 事業体へ周知
	 事前計画書に記載する申請時期との				 第6回申請	

(担当課・係) 長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係
 (連絡先) 026-235-7270 sinrin@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-5-① 地域で進める里山集約化事業実施の適正化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 本事業は、市町村、区・集落などの自治会組織、森林所有者で構成する協議会等に対して、集約化や森林整備等を進めるために必要な森林の調査、森林所有者の同意取得を支援している。同事業では、「原則として事業終了年度の翌年度末までに間伐等の森林整備を実施すること」という条件を付して交付金を交付しており、現地調査等を実施した結果、翌年度中に実施すべき森林整備の一部又は全部が実施されておらず、交付金の支出が不適切と判断された。
- また、別の事業実施主体が取得した同意書を転用し、自らが行ったものとして補助金の交付を受けていたため、不適正と判断された。
- 地区協議会と地方事務所が協力して森林整備に関する同意の取得や補助事務を行っていたが、地方事務所の事業実施主体への調整が不十分であったため森林整備が実施されなかった。

【原因の考察】

- 年度当初には、事業実施主体へ事業等の説明を実施しているが、補助を受けるための要件や森林所有者の承諾の取得方法等の指導に重点をおいて実施しており、交付条件については当たり前のこととして、特に触れることなく対応した結果、事業主体の認識が甘くなっていた。
- 本事業は、事業終了年度の翌年度末までに間伐等の森林整備を実施することが交付の条件として付されていたにも関わらず、2カ年に渡っての進捗管理が徹底されていなかった。
- 補助金額の確定書に交付条件が未記載であったため、認識不足を招いた。
- 完了検査において、本物の同意書の確認や、申請区域との整合など不適正な事務処理が行われていないか確認する必要がある。
- 地方事務所林務課職員が事業実施主体との連絡調整を怠ったため申請に不備があった。

【取組の方向性、目的】

- 交付条件である「森林整備の実施」を期限内に確実にを行うため、県庁、地方事務所及び事業実施主体による適正な事務処理体制の執行を図る。

【具体的な行動計画】

- 信州の木活用課経営普及係から地方事務所林務課へ、地方事務所林務課から事業実施主体に対して、改正した交付要綱・要領について、担当者会議などにより解説を行い、交付条件の徹底と、適正な事務手続きを図る。
- 実施チェック表を活用して、それぞれの担当者が事業要件を確認するとともに、事業実施主体は地方事務所林務課へ、地方事務所林務課は信州の木活用課経営普及係へ、事業の進捗状況等を半期ごとに報告し、確実に事業を実施するための進捗管理体制を図る。
- 事業についての理解を深めるために事業担当者の対し説明会を年度当初に開催する。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	進捗報告 ●		進捗報告 ●		進捗報告 ● ●	
	担当者会議 ○				担当者会議 ○	
	← 事業執行チェック表を活用した事業執行			→		
	← 事業実施主体への説明(地事)			→		
			← 行動計画の見直し		→	← 行動計画の見直し

(担当課・係) 長野県林務部信州の木活用課 経営普及係
 (連絡先) 026-235-7267 ringyo@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-5-② 森林整備地域活動支援事業（交付金）の適正な事業実施の徹底

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

○本事業は、林業事業者等（以下「交付対象者」という。）が、森林計画制度の実施のための「森林経営計画の作成促進」、効率的に搬出間伐等を推進するための「施業集約化の促進」、「作業路網の改良活動」に活用されていたが、交付要件に適合しない大企業が所有する森林や、地域活動を実施することについて森林所有者から書面による同意が得られていない森林などを対象に交付金を受けていた。また、交付後の次年度までに実施すべき要件となっている、森林経営計画の策定や搬出間伐等を実施せず、交付金の返還も行っていなかったことから、交付金の支出を不適切と判断した。

【原因の考察】

○説明会や通知等により、県、地方事務所から市町村及び交付対象者に対して、事業内容について周知していたが、十分に理解が得られていなかった。
 ○地方事務所が、本来市町村を通して行うべき事業要望の徴取を、直接交付対象者から行っていたため、市町村は、地方事務所が交付対象者に本事業を適切に執行するように指導していたと思いい、交付対象者の実施内容を十分に確認していなかった。
 ○地方事務所においても市町村の実施内容を把握し、間伐等の実施状況の確認等について注意喚起することが望ましかったが、県からの統一した指導がなく、十分に実施されていなかった。

【取組の方向性、目的】

○事業内容の説明方法の改善、実績報告時の確認の徹底により、採択要件に適合しない森林への交付、交付条件である経営計画の作成や搬出間伐等の実施がされないことを未然防止する。

【具体的な行動計画】

◎地方事務所で申請時及び実績報告時の確認並びに交付後の要件の実施状況把握に活用するためのチェックシートを一部見直した上で、平成28年度から正式に運用する。（平成27年9月に試行版を作成し地方事務所、市町村、交付対象者において活用）
 ○4月中に県から地方事務所への説明会を開催し、本事業の制度内容や事務手続きの留意点、県（地方事務所）と市町村の役割等について再度明確に説明するとともに、事業要望の徴取については必ず市町村を通すことを徹底する。また、地方事務所はそれを受けて、年度当初に開催している市町村担当者会議等で、市町村及び交付対象者に対して、市町村の実施内容、制度内容や留意点等の周知を徹底する。（地方事務所への説明は平成27年10月23日に実施済み、市町村、交付対象者への説明は各地方事務所において、集合説明、個別説明により実施済み）
 ◎9月と3月に交付後の要件である、森林経営計画の策定や間伐の実施状況をチェックシートを用いて確認する。また、地方事務所、市町村の担当者は交付後要件の実施が遅れている交付対象者に対して指導を行う。（前年度分の交付後要件の確認については平成27年11月18日通知済み）

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	制度、運用の周知	交付後要件の実施状況確認		行動計画の見直し	交付後要件の実施状況確認と適正な執行の確保	交付後要件の実施状況確認と適正な執行の確保
	◎チェックシートの見直し 運用通知の発出 地方事務所への説明会の開催 市町村等への説明会の開催	◎交付後要件の実施状況確認 市町村、交付対象者への指導		行動計画の見直し	行動計画の見直し	行動計画の見直し

(担当課・係) 長野県林務部森林政策課森林計画係

(連絡先) 026-236-7269 rinsei@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-5-③ 森林づくり推進支援金における嵩上げ補助の適正化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 森林づくり推進支援金の一部が、間伐補助事業における森林所有者負担の軽減を図るため、間伐の嵩上げ補助に活用されていたが、嵩上げた造林関係補助事業自体の実施が不適切であったことから、嵩上げ補助に充てられていた森林づくり推進支援金の支出が不適切と判断された。

【原因の考察】

- 市町村による嵩上げ補助において、森林組合等の事業主体から市町村への提出書類が、地方事務所から通知された造林補助事業本体の交付決定通知及び箇所一覧程度となっており、事業主体による補助事業の実績証明が必ずしも十分ではなかった。
- 地方事務所による推進支援金の実績調査の際にも、市町村の交付要綱への位置づけの確認等が不十分であった。

【取組の方向性、目的】

- 森林づくり推進支援金を活用した間伐補助事業の嵩上げ補助について、まずは、本体の信州の森林づくり事業の適正な実施を徹底することにより、不適正受給を根絶する。
- あわせて、市町村の嵩上げ補助における補助金交付要綱等の規定を整理していただくことにより、さらにけん制機能を高める。

【具体的な行動計画】

- 平成27年度取組及び年度末の実績調査による課題の抽出。
- 課題の抽出により、必要に応じて、新たな取組の検討。
- 平成28年度に、新たに森林づくり推進支援金により嵩上げ補助を実施する市町村の補助金交付要綱等の規程を地方事務所において確認し、県の「信州の森林づくり事業」の位置づけ、間接補助事業者から提出される実績報告書の添付書類等の規定を確認し、必要に応じて規定を依頼する。

【取組のスケジュール】

	28年3月	28年4月	5月	6月	7～9月	10～12月	1～3月	29年度
取組内容	← (県要綱の位置づけ等の確認) →		← 課題の抽出、取組の検討 →				← 取組の評価 →	

(担当課・係)

長野県林務部森林政策課企画係

(連絡先)

026-236-7261 rinsei@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ-5-④ 林内路網関係補助事業の事業実施の適正化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

○大北森林組合が林業再生総合対策事業を活用し実施した中核作業道等の開設において、市町村道と認定されている路線で開設事業を実施していたことが確認されたことから、重複部分に充てられた補助金の支出が不適切と判断された。

【原因の考察】

○大北森林組合では、市町村道との重複が補助対象外であることを認識しておらず、中核作業道等の事業計画を作成する際に、既設道路の実態をよく調査せず事務手続きが進められた。
 ○大北森林組合から市町村に的確な補助事業の実施情報が伝わっていなかったため、市町村道との重複を十分に確認することができず、対応が講じられなかった。
 ○北安曇地方事務所林務課においても、開設箇所における既設道路に関する情報収集と十分な確認をしていなかったため、未然防止することができなかった。

【取組の方向性、目的】

○林業再生総合対策事業のみならず、林内路網の整備を行う林道補助事業、作業道整備事業においても、類似事例の再発防止を図るため、計画立案時（事前）に事業実施予定路線が補助対象となり得るかの確認を徹底する。

【具体的な行動計画】

○信州の木活用課林道係において、平成27年度（平成27年11月28日付け）に発出した「事業実施の適正化について」の通知に基づき、地方事務所職員が自ら自覚し、森林組合等の事業主体に周知した、事前ヒアリングや事業計画書の提出時に市町村道等との重複防止に関する事前確認と「確認表」の提出を徹底する。（「確認表」の提出を義務付け）

※なお、上記「確認表」には、市町村道等との重複防止に関する確認以外にだけでなく、法令制限（保安林、自然公園、埋蔵文化財等）の有無等についても含んでいる盛り込む。

○事業主体が市町村以外の場合は、事業計画書の計画路線情報を地方事務所から関係市町村に報告し情報を共有するとともに、重複が認められた場合は報告を求める。

○市町村道等との重複が確認された場合は、事業主体に対し、事業計画の変更等の必要な手続きを求める。

○年度末に現場の声を踏まえて取組の評価を行い、必要に応じて改善するなど、この取組みをより効果的なものとするよう努める。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
取組内容	担当者会議で再度、事業の適正化を徹底		ヒアリング通知で事業の適正化の徹底	ヒアリングで市町村道等との重複防止に関する確認	ヒアリングや事業計画書の提出等で市町村道等との重複防止に関する確認	ヒアリングや事業計画書の提出等で市町村道等との重複防止に関する確認
	事業計画書の提出等で、随時、市町村道等との重複防止に関する確認			取組の評価		
				取組の評価		
				取組の評価		

(担当課・係) 長野県林務部信州の木活用課林道係

(連絡先) 026-235-7268 ringyo@pref.nagano.lg.jp

Ⅲ-6-② 森林組合に対する県の指導力の強化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 地方事務所林務課林務係が森林組合法に基づく組合への検査・指導を担当する一方、森林整備を推進するために行う森林経営計画策定、補助事業の執行等、実際の事業実行に係る指導は、各地域の課題に応じて普及(林産)係が実施。
- 森林組合については、他の林業事業者と同様に森林整備を担う一事業者という側面に加え、民有林の約7割を占める森林所有者が組合員という協同組織の側面から、県として「長野県森林組合指導方針」(以下、「指導方針」という。)に基づき、各組合の自主的な取組を指導している。
- 一方で、今回の不祥事案の背景には、アクションプランに基づく間伐の実行等について組合の業務遂行能力を十分考慮しない過度な指導があった。

【原因の考察】

- 指導方針が策定以降改正されておらず林務部職員に対する周知も十分でないこと、近年地方事務所による常例検査や森林組合業務に関する県内部の研修を実施していない等の理由により、森林組合指導の位置付け・知識・手法等に関する職員の意識が希薄になっている。
- 取組事項Ⅲ-6-①における理事会・監事監査の機能不全の問題に関連して、専門的知見を有する外部の者の監事への登用等について、県が踏み込んだ指導をできなかった。

【取組の方向性、目的】

- 今回の不祥事案をきっかけに、森林組合指導のあり方を林務部職員が再確認し、森林組合の計画的かつ適正な事業実行に必要な自主的な管理・経営体制の構築を的確に指導していくため、指導方針を改正するとともに組合指導担当者への研修等を通して、県の指導力を強化する。

【具体的な行動計画】

○指導方針の改正

- ・今回の不祥事案を踏まえた森林組合の内部管理体制整備の促進、最新の森林・林業の動向の反映等を基本的視点として指導方針を改正(平成28年3月中に改正予定)。
- ・改正後の指針については、県の組合指導担当者が森林組合指導のあり方を再確認し、今後の適切な指導の参考とするなど指導力の強化に活用するとともに、森林・林業に大きな情勢の変化があった場合など、機を逸さないよう適期に改正を行う。

○森林組合指導担当者の資質向上

- ・組合指導担当者に対する県内部の研修を定期的の実施し、改正した指導方針も活用して担当者の資質や指導能力を向上。
- ・各地方事務所が実施している組合等に対する技術指導、各種研修を今後も積極的に企画して組合等の人材育成を支援し、OJTとして林務課職員の積極的な参加を促進。また、本庁等の林業専門技術員が研修実施や資料作成を支援。

○森林組合の意見の定期的な把握

- ・本行動計画に基づき取り組む指導方針改正、常例検査実施体制強化について県内全組合と意見交換を行い、意見を指導方針改正等に反映(平成28年2月に全組合と意見交換実施)。
- ・平成28年度以降は、本行動計画の中で森林組合に関連する項目(Ⅲ-6-①～③)の県の取組状況について、常例検査や組合職員会議等の機会にご意見を伺い、必要に応じて取組の改善に反映。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
◎組合指導担当者への研修実施	県内部研修			県内部研修	(スケジュールはH28と同様)	
○(随時)森林組合等への技術指導・各種研修の実施	→					
○組合との意見交換・常例検査に合わせた意見交換	←			組合職員会議 (※実施時期は見込み)		

(担当課・係)

長野県林務部信州の木活用課担い手育成係

(連絡先)

026-236-7274 ringyo@pref.nagano.lg.jp

Ⅲ-6-③ 県の森林組合常例検査の実施体制の強化

H28行動計画(案)

【これまでの経過】

- 常例検査は森林組合法に基づき県が森林組合の監督官庁の立場で行う検査で、現在は本庁の検査員が全組合に対し隔年で検査を実施。
- 検査指示事項については、組合に指示書を送付して回答書の提出を求め、改善を要する事項がある場合は継続的に指導を行っている。
- これまでの大北森林組合の検査では、造林補助事業や請負契約に関する書類整備・事務適正化等を指摘してきたが改善には至らず、補助金不適正受給を継続させる一因となった。

【原因の考察】

- 検査指示事項の改善に関する県の指導について、法令違反の場合を除き強制力がないこと、改善内容の実態確認が2年後の次回検査時になる等、実効性に問題があった。
- 従来の検査は組合の業務運営状況や資産・負債・損益の状況の確認が主眼であり、個別の補助事業の事務処理や経理について詳細に確認ができず、より具体的な指摘ができなかった。
- 地方事務所林務課において、森林組合法に基づく検査・指導を担当する林務係と、補助事業の実施等を指導する普及(林産)係との連携が不足している。

【取組の方向性、目的】

- 常例検査の実施体制・検査事項を見直すとともに、指示事項に対する改善を確実に促す指導体系を構築するなど、常例検査の実施体制を強化し、不祥事案の再発防止を図る。

【具体的な行動計画】

○見直し後の体制による常例検査の実施

- ・平成28年度は、下記のとおり見直した体制により全組合に対して検査を実施し、新たに検査員となった地方事務所担当者からの意見も踏まえ、次年度以降の検査体制を改善。

＜主な見直し内容＞

・検査実施体制の強化

本庁に加え地方事務所担当者も検査員に任命し、本庁は「全面検査」、地方事務所は「事後確認検査」と「部分検査」を隔年交互に検査を行い各組合に対して毎年検査を実施。

また、公認会計士等に検査補助員を依頼するための予算を新たに計上。

・検査項目の見直し

個別の補助事業の事務処理・経理の流れの確認、取組事項Ⅲ-6-①におけるガイドラインに基づく各組合の自己点検状況の確認等を検査項目に追加。

・検査指示事項に対する改善指導の強化

検査指示事項に指導区分を設定し、法令違反ではないが組合経営等に影響が大きい重要事項が未改善の場合、森林組合法に基づく報告徴収、全面検査を毎年実施するなどの改善指導を強化。

○検査員の資質向上

- ・新たに検査員となる地方事務所担当者に対し、県内部の検査員研修を定期的実施し、専門家に研修講師を依頼するなど、担当者の経験や知識に応じた形で研修内容を検討。
- ・国や県森連等が主催する外部研修(Ⅲ-6-①)への参加を促進。

【取組のスケジュール】

	28年4～6月	28年7～9月	28年10～12月	29年1～3月	29年度	30年度
		◎常例検査の実施		◎地事検査員の意見集約	(スケジュールはH28と同様)	
		◎検査指示事項の改善指導				
◎検査員研修の実施	◎国や県森連の研修への参加促進					
検査員基礎研修(国)	検査員研修(県)	組合初任者研修会(県森連)	監事研修会(県森連)	役員研修会(県森連)	検査員研修(県)	
(※いずれも研修時期は見込み)						

(担当課・係)

長野県林務部信州の木活用課担い手育成係

(連絡先)

026-236-7274 ringyo@pref.nagano.lg.jp